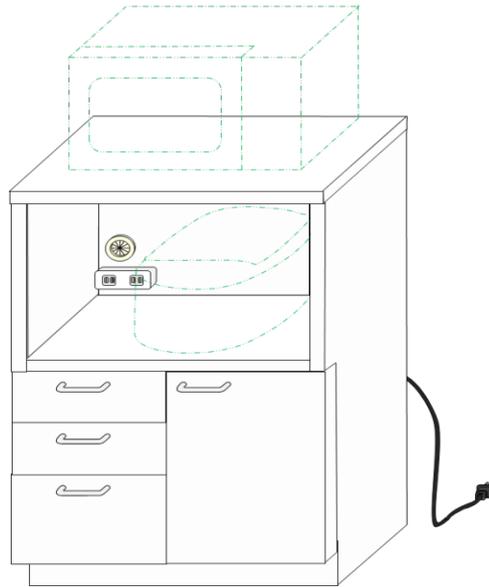




329 コンセント付家具

定格電圧 100V 以上 300V 以下、定格周波数 50Hz 又は 60Hz

【一般呼称の例】 —



1. コンセントのみを有するものは、「コンセント付家具」として取り扱う。コンセントとそれ以外の電気機械器具の組み合わせの場合は、そのコンセントはサービスコンセントとしてみなし、組み合わされた電気機械器具の種類に応じて「電灯付家具」又は「その他の電気機械器具付家具」として扱う。
2. 「電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具」における「家具」とは、日本標準商品分類（平成2年総務庁統計局）中分類83に掲げる家具をいう。（範囲等の解釈 三10（1））
3. 「電灯付家具、コンセント付家具、その他の電気機械器具付家具」として完成させる目的で、家具と、コンセント、電灯等とを現地に出荷（個別に出荷する場合も含む）し、現地で組み立てるものにあつては、該当する電気用品名で対象として取り扱う。（範囲等の解釈 三10（2））
4. 屋内配線との接続に差込みプラグ等の接続器を用いるショーケースについては、家具に該当すると解釈することとする。（範囲等の解釈 三10（3））